また、希望者全員が六十五歳まで働くことができる制度の導入を促進するため、公共職業安定所は、地域における高年齢者雇用状況を把握及び分析するとともに事業主に対する啓発及び指導を実施する。加えて、事業主団体等を活用して集団的に指導及び助言を行うことにより、希望者全員が六十五歳まで働くことのできる制度の普及を行う。

さらに、求職活動支援書の作成等、事業主の再就職援助措置に関する周知、啓発、支援等を公共職業安定所において総合的に実施する。

イ　「七十歳まで働ける企業」の積極的普及

年齢にかかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる生涯現役社会の実現を目指し、「七十歳まで働ける企業」の普及に向けた支援を充実する。

また、都道府県労働局において、地域における高年齢者雇用に係る取組気運を醸成し、七十歳まで働くことができる制度等の一層の浸透を図るためにセミナー等を実施する。

さらに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」という。）において、高年齢者雇用に関するアドバイス等を専門家が実施する高年齢者雇用アドバイザー制度や、定年の引上げ等を実施する中小企業事業主に対する奨励金、他の企業への再就職を希望する定年予定者を、職業紹介事業者の紹介により失業を経ることなく受け入れた事業主に対する助成金制度等の活用を促すことにより、事業主の取組を支援する。

その他、公共職業安定所において、四十五歳以上の中高年齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援を行うことにより、中高年齢者の安定した再就職を支援する。

ウ　高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場を拡大するため、シルバー人材センター事業については、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する定年退職後等の高年齢者の受け皿として十分に機能するよう、就業機会の確保及び提供を図る。

また、シルバー人材センターと地方自治体が共同して企画提案した事業を各都道府県労働局が支援することにより、事業の活性化を図る。

さらに、各都道府県労働局が民間事業者等に委託し、高年齢者等の再就職を一層促進するために、公共職業安定所と連携し、技術講習、職場体験、面接会、フォローアップ等を一体的に実施するシニアワークプログラム事業を実施する。

(四)　障害者の就労促進（障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現）

障害者の雇用状況については、平成二十三年六月一日の民間企業（常時雇用する労働者が五十六人以上の事業主に限る。）における雇用障害者数が過去最高の三十六万六千百九十九人（前年同日と比べ六・八パーセント増）となる等、一層進展している。

一方、依然として民間企業の実雇用率が一・六五パーセントと、法定雇用率である一・八パーセントを下回っている上、法定雇用率を達成している民間企業の割合は全体の四十五・三パーセントと、民間企業の半数が法定雇用率を達成していない。

このような状況において、障害者に対する就労支援を促進していくためには、障害者雇用の取組が低調である中小企業に重点をおいた法定雇用率の達成指導を実施するとともに、障害者が地域において自立していきいきと暮らすことができるよう、福祉・教育施策や職業能力開発施策等と連携し、地域における就労支援体制の強化を図ることが重要である。

また、急増する精神障害者、発達障害者、難治性疾患患者等の求職者に対し、障害特性に応じたきめ細かな支援を充実していくことが重要である。具体的には、次のアからウまでのとおりである。

ア　法定雇用率の達成指導の強化及び地域の就労支援力の更なる強化

実雇用率が低調である中小企業については、法定雇用率の達成指導や就職面接会等を重点的に実施するとともに、地方自治体や事業主団体とも連携して、障害者雇用や障害者雇用支援策についての当該企業の経営者の理解の浸透を図り、障害者の雇用に結びつける。

また、障害者雇用を進めるべき立場である公的機関については、速やかな法定雇用率の達成に向け、徹底した指導を行う。

さらに、福祉から雇用、教育から雇用への移行を一層推進するため、地方自治体が策定した障害者計画及び障害福祉計画を踏まえ、都道府県や障害保健福祉圏域等の地域ごとに各分野の関係機関のネットワークを活用した地域の就労支援の強化を図る。特に、福祉施設利用者及び特別支援学校卒業者については、都道府県保健福祉担当部局、福祉施設、教育委員会、特別支援学校等との連携を図り、就労に対するニーズを把握した上で、的確な支援を行い、就職の実現を目指す。

障害者就業・生活支援センターについては、都道府県労働担当部局及び保健福祉担当部局との連携協力の下、全ての障害保健福祉圏域への計画的な設置を目指すとともに、就業・生活両面において一体的な支援を実施する連携拠点として機能するよう企業や障害者等に対して必要な助言及び指導を行う。

イ　障害特性及び就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

精神障害者については、公共職業安定所において、カウンセリング等のきめ細かな支援を実施するとともに、企業に対する意識啓発等を強化する。また、医療機関等と連携したジョブガイダンス事業を積極的に実施するとともに、精神障害者等ステップアップ雇用奨励金や精神障害者雇用安定奨励金を活用し、雇用及び職場定着の促進を図る。

発達障害者については、発達障害者支援センター等と連携して、発達障害者雇用開発助成金、ジョブコーチ支援等の活用により、その雇用促進を図る。また、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている若者に対しては、若者の自立支援機関や大学等の高等教育機関等と連携した就職支援を行う。

難治性疾患患者については、難病相談・支援センター等と連携して、難病に対する理解をより一層促進するとともに、難治性疾患患者雇用開発助成金等の活用を促すことにより、その雇用促進を図る。

さらに、都道府県労働局及び公共職業安定所は、在宅就業障害者支援制度について、事業主及び地方自治体への一層の周知を図るとともに、在宅就業障害者に対する支援を実施する特定非営利活動法人等に対し、在宅就業支援団体への登録を勧奨し、制度の利用促進を図る。

ウ　障害者の職業能力開発支援の推進

障害者職業能力開発校における訓練、一般の公共職業能力開発施設を活用した訓練及び民間企業等に委託する障害者委託訓練について、障害者雇用の促進のため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県との連携を一層密にし、積極的かつ効果的な受講あっせんに努めるとともに、求職障害者や事業主に対し、当該訓練の周知を図る。

特に、都道府県が民間企業等に委託して実施する障害者委託訓練については、就職率の向上を図るため訓練内容のより一層の充実等を図るとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所と連携し、職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と企業における実習を組み合わせた障害者向けの委託訓練（「日本版デュアルシステム」という。）の利用を促進する。

また、都道府県労働局及び公共職業安定所においては、都道府県や関係する団体等と連携し、障害者の求人開拓や法定雇用率の達成指導等の機会を捉えて職業訓練ニーズを把握し都道府県等への情報提供を行うなど、適切な訓練設定の支援を行う。

さらに、職業訓練上特別な支援を要する障害者が増加傾向にあることから、当該障害者に対する積極的な支援を行う。

二　日本の成長力を支える人材の育成及び成長企業への支援

(一)　成長分野、ものづくり分野等の人材育成の推進

成長分野を中心に、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講を推進するとともに、訓練修了者への就職支援を強化する。

また、訓練受講希望者に対し、公共職業安定所において職業訓練関係情報の収集・提供及びキャリア・コンサルティングを実施し、適性・能力を踏まえた適切な訓練を受講するよう勧め、訓練終了後は、担当者制も含めたきめ細かな就職支援を実施する。